

平成 17 年 12 月 26 日

条例第 264 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、鶴岡市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員及び関係団体の役職員

（一部改正〔平成 25 年条例 37 号〕）

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員)

第 7 条 審議会に、特定事項の調査及び研究をさせるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が審議会の意見を聴いて委嘱する。

(幹事)

第 8 条 審議会の事務を処理するため幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(一部改正〔平成 2 5 年条例 2 号〕)

(委任)

第 1 0 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に第 3 条第 2 項の規定により委嘱される委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則 (平成 2 5 年 3 月 2 2 日条例第 2 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 9 月 1 9 日条例第 3 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の鶴岡市表彰条例第 8 条第 1 項の規定、第 2 条の規定による改正後の鶴岡市個人情報保護条例第 3 8 条第 2 項の規定、第 3 条の規定による改正後の鶴岡市生活安全条例第 5 条第 5 項の規定、第 4 条の規定による改正後の鶴岡市交通災害共済条例第 1 2 条第 2 項の規定、第 5 条の規定による改正後の鶴岡市住居表示審議会条例第 3 条第 2 項の規定、第 6 条の規定による改正後の鶴岡市予防接種対策委員会条例第 3 条第 2 項及び第 7 条第 2 項の規定、第 7 条の規定による改正後の鶴岡市環境審議会条例第 3 条第 2 項の規定、第 8 条の規定による改正後の鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例第 3 条第 2 項の規定、第 9 条の規定による改正後の鶴岡市農村地域工業等導入審議会条例第 3 条第 2 項の規定、第 1 0 条の規定による改正後の鶴岡市下水道使用料等審議会条例第 3 条第 2 項の規定、第 1 1 条の規定による改正後の鶴岡市水道事業経営審議会条例第 3 条第 2 項の規定並びに第 1 2 条の規定による改正後の鶴岡

市景観計画に係る行為の制限等に関する条例第 13 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの規定により行う委員又は幹事の委嘱について適用する。